

答申（制）第23号  
平成27年7月22日

長崎県交通局長様

長崎県個人情報保護審査会  
会長 堀江 憲二



#### 個人情報の取扱いについて（答申）

平成27年6月23日付け27交営第48号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

今回適當と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いします。

#### 記

#### 長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。なお、実施にあたっては、ドライブレコーダーに記録された個人情報の移送に用いる記憶媒体について暗号化処理を行うなど、個人の権利利益を侵害することのないよう万全の措置を講じられることを要請します。

【参考】実施機関諮詢問書

27交営 第 48号  
平成27年6月23日

長崎県個人情報保護審査会  
会長 堀江 憲二 様

長崎県交通局長 山口 雄一



個人情報の取り扱いについて（諮問）

このことについて、長崎県個人情報保護条例の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 濟問の趣旨

長崎県個人情報保護条例第7条は収集の制限について規定しており、第2項本文で、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」としておりますが、本人の意思に問わらず収集されるドライブレコーダーによる映像の録画について、これを認めるべきか否かについての審査会の意見を伺おうとするものです。

2 濟問する事項

長崎県交通局が、接客・接遇の向上及び事故防止対策の強化等を図るため、車両にドライブレコーダーを設置し、車外及び車内の映像を録画しようとすることについて、諮問いたします。



## 条例第7条第2項第8号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審査会）

所管課室所名	長崎県交通局
主管課室名	営業部 指導課
事務の名称	旅客自動車運送事業（一般乗合、一般貸切）
事務の根拠法令等	地方公営企業法第2条第4項 地方公営企業法第4条 長崎県営交通事業の設置等に関する条例
事務の目的	地域に必要な生活交通の確保や長崎県の観光振興を基本として、県民生活の維持・向上に貢献する。
対象となる個人の類型	バス車内の乗客又はカメラに写り込む人物、車両
本人以外から収集する個人情報の項目名	バス車内の乗客の性別、容姿、顔、音声
本人以外から収集する場合の収集先	バス車内及び車外

## 理由（本人以外から収集する必要性等）

## ■背景

我が国の交通安全対策については、交通安全対策基本法に規定された交通安全基本計画に基づき政府全体で取組を進めている。全体の交通事故は減少傾向にある中、事業用車両については、減少の歩みが遅い状況にあったため、有識者、業界団体、警察庁、国土交通省からなる事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会にて平成22～31年度を取組期間とする「事業用自動車総合安全プラン2009」が策定された。その中で、映像記録型ドライブレコーダー等の活用による運行管理の高度化について重点施策の1つとして挙げられており、一層の普及促進を図るため行政として必要な支援を行うよう提言されている。提言を受け国土交通省では、平成23年度に補助制度を創設し、平成25年度までの3ヶ年で21,376台の導入支援を実施している。バス業界においても導入が進んでおり平成20年度に15.5%だった乗合バスへの普及率が、平成24年度には60.3%になっている。（国土交通省資料）

## ■導入理由

当局では、輸送の安全の確保が事業の根幹であると認識し事故防止対策に取組んでいるところ全体の事故件数は、減少傾向にあるが、車内事故などは概ね横ばいの状況もあり、今後もより一層の事故防止対策が必要な状況にある。事故防止を図るには実際に起こった事故の状況から、その原因を分析し対策を講じることが有効であるが現状では、当該乗務員等の証言や警察における現場検証の結果から状況把握を行っている。しかし事故の直前の状況などについては、明確に把握できないことも多く詳細に渡った的確な指導を行うには一定限界があるところ。今回ドライブレコーダーを導入して事故が起るまでのプロセス、周辺状況の変化などが客観視できることから事故の原因をより正確に把握できるようになる。事故原因を踏まえ、より具体的な再発防止策を講じることが可能となることで、一層の安全性の向上を図りたいと考えている。

## ■画像の利用

- ・事故・クレーム等の確認及び分析、原因究明。
- ・乗務員教育（事故惹起・各乗務員研修等）に資するための資料作成及び活用。
- ・ドライブレコーダー設置車両による運転指導（新人等）の実施。
- ・ヒヤリハットの資料作成及び情報収集。
- ・必要に応じた運行路線、利用状況等の確認。
- ・個人の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であると認められたとき。
- ・法令等に基づく要請を受けた場合。